

三田智子著：『近世身分社会の村落構造：
泉州南王子村を中心に』

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 大阪市立大学日本史学会 公開日: 2020-10-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高垣, 亜矢 メールアドレス: 所属: 日本学術振興会
URL	https://doi.org/10.24544/ocu.20201013-001

Title	三田智子著：『近世身分社会の村落構造：泉州南王子村を中心に』
Author	高垣, 亜矢
Citation	市大日本史. 22 卷, p.141-148.
Issue Date	2019-05
ISSN	1348-4508
Type	Article
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学日本史学会
Description	

Placed on: Osaka City University

Osaka Metropolitan University

【書評】

三田 智子 著

『近世身分社会の村落構造——泉州南王子村を中心に』

高 垣 亜 矢

はじめに

和泉国泉郡南王子村は、かわた身分の庄屋が支配する一存立のかわた村であり、膨大な庄屋家文書（『奥田家文書』・『大阪府南王子村文書』）が残存することでも著名である。

本書は、三田智子氏（以下、著者）が二〇〇九年十二月に提出した博士論文に加筆・修正を施した成果であり、南王子村の内部構造を詳細に分析し、その上で地域社会そのもののあり方を明らかにしている。

一 本書の概要

まず、本書の構成を示したい。

序章

第一章 泉州泉郡平野部地域における近世村の成立

第二章 南王子村の確立

補論1 王子村と王子（かわた）村の延宝検地帳の検討

第三章 一八世紀中期の南王子村の村落構造

第四章 泉州南王子村における村落構造の変化

第五章 南王子村の村入用と西教寺「俗親」について

——一八世紀後期から一九世紀への展望——

第六章 南王子村の草場と得意場（旦那場）——一九世紀を中心に——

補論2 南王子村における人口増加と出作・小作

終章

つぎに、本書の概要を簡単に紹介することにした。

序章では、本書の問題意識と課題について述べられている。一九七〇年代、南王子村研究は部落史の視点から行われてきた。基礎的事実の解明が進んだ一方で、南王子村は差別を受ける側、地域社会は差別を行う側という理解がなされてきた。このような研究状況に対し、著者は、塚田孝氏が提示した身分的周縁論、および町田哲氏による村落の内部構造分析の手法に学び、村落運営・村政・諸生業を介した村人の関係など、村内の諸要素とその矛盾を有機的に連関させることで南王子村の内部構造を明らかにし、その上で地域社会のあり方そのものを解明することを目指した。そして、これらの作業を通じて、著者は差別―被差別という部落史的視点からの脱却を試みた。

つづけて、第一章、第二章および補論1の概要をまとめていく

い。これらの章は、南王子村が一村立のかわた村として成立する過程を解明した一連の章であるため、内容を合わせて整理する。ここでは、次の三点が検討されている。

まず第一に、文禄三年（一五九四）の検地を題材に、畿内かわた村の成立過程に関する通説の見直しが図られた。後述するが、従来、検地以前のかわたの存在形態については、かわたが居住していた地域を含め「郷」の単位で検地が行われていたことから、かわたは生活面や行政面などで一つの村のようなまとまりを持っていた「郷」に属するかわたであったと見通されてきた。それに対し、著者は、泉郡平野部地域における検地の実施過程を検討し、検地の単位となっていた「郷」は、条里地割における里区に基づく単位（行政単位）であり、「郷」がすべて郷村的結合を指し示していたわけではないとした。したがって、「郷」が集落と村領の形成を規定づけるものではなかったことを論証した。

第二に、南王子村の特徴の一つである「出作」の問題について検討を行った。出作とは、百姓が居村外に田畑を所持することである。先述したように、泉郡の平野部では、郷を単位に検地を行ったため、土地のみで戸口はない無人の領域が出作として把握され、年貢収納は屋敷地がある村の庄屋に任されることになった。これを捌き庄屋体制と呼ぶ。その後も捌き庄屋体制が維持されていたが、正保郷帳作成を機に、所持実態に応じた状態に戻すようにした。そのため、「上泉郷出作王子村」と把握された出作村が切り分けられ、「王子（かわた）村」

となり、王子村内に居住するかわたの代表者が年貢納入の責任を負う村として存在するようになったことが明らかにされた。

そして第三に、第二の点と併せて、南王子村が一村立の村となった過程について解明した。貞享三年（一六八六）、これまで代官支配が異なっていた王子村と王子（かわた）村が同領となった。同領内に王子村が二つ存在すると不都合になるため、王子（かわた）村は南王子村と村名が変更された。元禄十年（一六九七）、惣ノ池をめぐり、かわたから王子（かわた）村を取り上げようとする動きに発展したことを理由に、翌年、かわたが王子村の除地から南王子村の村領へ移転した。そして、享保十四年（一七二九）に惣ノ池の樋元支配権が幕府の裁許により認められ、南王子村は再生産可能な一つの村として完成した。

つづく第三章では、十八世紀中期における南王子村の内部構造を、村方騒動の分析から明らかにした。分析にあたっては、対立構造という視点だけでなく、村内の「家」に着目し、検討を行った。

南王子村では「家」のあり方が非常に特殊であり、一般に言われている家名・家職・家産が相続されていくような「家」は成立していなかった。これは、南王子村に属する「家」の不安定さを示すものであり、かわた村であるがゆえの現象である。そして、南王子村では人口に比して村高が非常に少なかったため、常に何らかの経済的基盤を持つ必要があり、王子村に出作地を所持するなどしていた。そのため、宗門人別帳に「無高」と記されている者たちでも、出作地を購入して安定した生活を営むことができる層と、日々なんとか暮らしている最

下層に二分化されていた。

また、「家」の分析を踏まえて、寛延二年（一七四九）に起きた村方騒動の再検討を行った。従来、村方騒動の対立構図は、高持対小前・無高と思われてきた。だが、「家」という視点を持ち込むことにより、実際には庄屋利右衛門・年寄儀兵衛対庄屋次兵衛という対立の構図であったことが明らかになった。庄屋利右衛門・年寄儀兵衛は連帯して「家」を守り、村高の三分の一を保持していた。それにより、利右衛門家は一軒・一軒の家で見えるよりも、実態的にはより強い村政上の立場を保持していた。

第四章では、十八世紀後半における南王子村の村落構造について、村落内の秩序を検討することで解明した。

南王子村村内の家数の増加や、天明二年（一七八二）に起きた千原騒動により、村が莫大な借銀を負ったことなどを背景として、天明四年に申し渡された「申渡事」は、組頭、借地人・借家人、地主・家主を村政上に位置づける取り決めであった。この取り決めにより高持の組頭が設定され、村政に組頭を関与させる体制に移行した。これにより、南王子村の村落秩序は村高所持に依拠するようになり、草場などの斃牛馬処理に関する側面は村制上完全に捨象されることになった。天明四年以降、南王子村では、村高の論理が本源的なかわたの論理を優越することになったが、それは草場所持に基礎を置くかわた集団の変質でもあり、かわた村としての究極のあり方であった。

第五章では、一九世紀段階の南王子村の村落構造、具体的には庄屋

利右衛門家台頭の背景を考察するために、十八世紀中後期における村・村入用・寺・利右衛門家の関係とその変化を検討した。第三章で分析した寛延二年の村方騒動では、庄屋利右衛門・年寄儀兵衛対庄屋次兵衛という対立の構図があったが、騒動後、対立構造が「捌」という形で固定化され、両捌間の日常的な接触が遮断されていた。寛政十二年（一八〇〇）には、両者に婚姻関係が結ばれ、新たな有力者も登場し、村政は新たな段階を迎えていたが、「捌」が存続したことにより、村入用は複雑な割賦・徴収システムになっていた。特に、両方の「捌」に高を所持している村人にとっては不透明性が高かった。

また、同章では、西教寺と村との関係についても解明した。十八世紀後期の西教寺は、本寺である福専寺の弱体化のため、住持を安定して確保することが難しい状況になった。そこで、住持の請人である「俗親」を村内に置き、利右衛門家の者が「俗親」になった。利右衛門家が西教寺の維持に尽力したことで、一九世紀前期には利右衛門家が村政の中心に位置するようになったが、その一方で村による西教寺への関与・管理が強まったとする。

第六章では、十九世紀を中心として、南王子村内部における草場や得意場（旦那場）の権利の位置づけについて検討した。具体的には、①かわた村内部において、草場や旦那場の権利がどのように位置づけられていたのか、②南王子村の得意場の再検討、③獣類買仲間の取り決めと老牛屠殺問題の三点について分析した。

まず、①について、草場は斃牛馬を無償で得る範囲であり、草場株

所有者は村内で「番郷」という集団を形成した。集団の代表は惣代と呼ばれ、十九世紀以降は、ほぼ特定の四〜七人程度が惣代・帳元（草場株帳の管理）を担った。惣代は村の庄屋・年寄と一切重ならず、村役人の直接的な管理は番郷内に及んでいなかった。庄屋・年寄については、草場株所有を制限されていた可能性が高く、番郷の中心メンバーは村制における組頭であり、一般の株所有者も半数は高持であった。

一方、得意場は日常的な出入り関係であり、村内の無高者が草場の範囲を割持にしていた。もともと得意場は、村全体による「惣請」であったが、十八世紀中期までに個人が出入りする関係が築かれた。得意場の村と場の権利を所有する者との関係は、第一義的に定期的な出入りにあり、その延長線上に得意場の村人や村役人から借銀するような関係も構築された。得意場所有者の集団は村内には存在せず、他のかわた村との交渉は南王子村の村役人があたり、村役人による得意場への緩やかな管理・監督が行われていた。得意場の所有者は三名をのぞき無高であった。

つぎに②について、十八世紀以降、雪踏稼ぎが新たな生業として登場したことで、村内で雪踏稼ぎをする者たちは草場域を独占的な営業の場として確保しようとした。また、南王子村自体も草場の利益を維持するために、他村からの雪踏稼ぎの立ち入りを禁ずるようになった。そのため、得意場は次第に「稼場」として雪踏稼ぎの独占的な権利を持つ場と表現されるようになった。だが実態は、幕末に至っても得意場の中心的な性格は出入り関係にあり、得意場を持たない村人が

雪踏稼ぎをすることができないという事態にはならなかった。したがって、従来指摘されたような雪踏稼ぎの独占的な場は存在していなかったと論じた。

最後に③について、従来、南王子村では、草場の権益を所有していた全員が草場から得られた皮革を加工し、売却して利益を得ていた。だが次第に、特定の者が加工を担うようになったため、草場株所有者のなかで死牛の売買が行われるようになり、適正な値付けのために獣類仲間が結成された。獣類仲間が結成された。獣類仲間は、番郷惣代を務める者から博労のようなアウトロー的性格を持つ者までを含んでおり、牛や皮革の流通は村内で複雑化していた。そのため、老牛屠殺の取締は困難を極めていた。

補論2では、なぜ、かわた村が都市的な場となる傾向が見られるのか、人口増加とその背景について論じた。

南王子村では、百姓村のような家数の制限が基本的にはなかった。そのため、村内では人口が増加し、経済的基盤を外へ求める必要が生じた。南王子村の人々は、人口が停滞していた周辺地域の土地を購入し、出作地として所持したり、十九世紀以降急激に盛んになった雪踏産業など、皮革や牛に関わる様々な生業を持ったりするようになった。したがって、従来論じられてきたように、南王子村に経済的基盤が先にあり人口が増えたのではなく、人口が増加した結果、村人が生計を立てるために出作を所持したり、諸生業に関与するようになったのだと主張した。

終章では、本書の分析により明らかになった、南王子村における地縁的な編成原理と身分的編成原理との関係について論じた。これについては次章で詳述するが、著者は、畿内かわた村の内部構造における二系統の編成原理が一樣ではなかったこと、また、畿内の各かわた村について、二系統の編成原理のあり方以外にも行政的把握、様々な条件面からの動態的な把握をすることが求められると論じた。

二 本書の意義

本章では、本書の意義について述べていくことにしたい。

研究史上、本書が持つ最も大きな意義は、朝尾直弘氏による近世畿内のかわた身分の存立基盤についての研究を、南王子村の内部構造を丁寧^①に分析することで批判的に継承したことである。

ここで、書評に必要な範囲で朝尾氏の研究を紹介する。朝尾氏は、河内国更池村を題材に、近世のかわた身分が、①地縁的な編成Ⅱかわた村、②身分編成Ⅱ「頭村」支配という二系統の編成原理のもとに存立していたことを立証した。

まず、①のかわた村の成立過程について。朝尾氏は、文禄三年の検地の際に作成された更池村の検地帳の題名が、「河内国丹北郡布忍郷^{ぬのせ}内更池村御検地帳」であったことから、検地以前は更池村を含む布忍郡の六カ村が一つの村（郷）となり、生活面でも行政面でも一つのまとまった自治的組織を構成していたと見通した。検地後、旧来の地域的編成は解体され、居住集落の屋敷および零細耕地への緊縛、それにと

もない居住集落の属する村庄屋系列へ編成替えが行われたとする。

つぎに、②の「頭村」支配の成立について。近世成立以前、大坂周辺はかわたの領から編成されていた。この領は、行政区分とは異なる、独立した地域である。この領域の中で、かわたは斃牛馬処理や神事雑役などキヨメの性質に連なるような活動を行っていた。また、郡内では「郡中惣皮田」のような組織も形成されていたと推定される。

その後、幕府が成立すると、行刑の「役」負担を通じて、幕府はかわたを編成した。渡辺村など行刑役を実際に負担する村については役負担の体系に直接組み込んだが、下級雑務の負担についてはかわた身分の仲間式法に依存した。幕府はかわたの集団を、「惣」的な編成の一端（実際に行刑役を負担していた村）を、領主が「役」Ⅱ除地の体系に組み込むことにより「惣」全体を支配する「頭村」による編成を行った。

朝尾氏の研究に対し、著者は次のような意義を呈している。第一章において、文禄三年に行われた検地は「郷」単位で実施されていたが、この「郷」は条里地割における里区に基づく行政単位であったと実証し、朝尾氏のかわた村の成立過程の見通しに対して再考を迫った。そして、終章においても、朝尾氏が提示したかわた身分の二つの存立基盤について、その二つの視点からだけでなく、行政的把握や様々な条件面から、より動態的にかわた村を把握するべきだと主張した。

朝尾氏が、かわたの支配という側面からかわた村を分析したことに對して、著者はかわた村を一つの「村」として捉え、村の内部構造を詳細に解明し、村の多様な要素を摘出し、それらを連関させることに

より、かわた村の特質を捉えた。この作業により、畿内かわた村研究を新たな段階へと引き上げたことが、本書の最も大きな成果であったといえよう。

つぎに、第二の意義として、畑中敏之氏の研究成果を乗り越えることにより、南王子村の実態が正確に捉えられるようになったことを挙げたい。畑中氏は、一九八〇年代以降の南王子村研究を牽引した研究者であり、かつ畿内のかわた村についても多くの研究業績を残している。本書に関わる畑中氏の研究成果として挙げられるのは、第一に、畿内かわた村について三つの類型を示したことである。^②Ⅰ型は村高の公認がなく、本村に完全に包摂されているかわた村、Ⅱ型は村高が公認されており、何らかの形で本村に支配を受けるかわた村、Ⅲ型は村高が公認されており、本村の支配も受けなかった村である。なお、南王子村はⅢ型に属する。そして第二に、雪踏という「モノ」の生産・流通という視点から、南王子村の内部構造を解明し、身分制の本質に迫ったことである。^③

畑中氏の研究成果に対し、著者は、次の二点で研究を進展させた。まず第一に、畑中氏が提示した畿内かわた村の類型は、本村とかわた村との支配関係のあり方から構築したものであった。そのため、なぜ、南王子村が特殊な一村立のかわた村になったのかなど、村としての実態的な側面はほとんど明らかにされていなかった。それに対し、著者は第一章から補論1にかけて、南王子村が一村立のかわた村になるまでの過程を実証的に解明した。これは先に述べたように、著者の

研究が、支配という側面からかわた村を分析するのではなく、かわた村の村としての特質を捉えようとしたことに特色があることから導き出された成果の一つである。

第二に、畑中氏は南王子村における雪踏の生産・流通など、皮革加工の側面に強くスポットを当てた。そのため、南王子村は皮革加工の村というイメージが強く残されることになった。それに対し、著者は、南王子村村内の秩序（村政・村制）レベルでは、高所持の原理が重要であったことを解明し、同村が百姓村に極めて近いイメージを有していたことを指摘した。たとえば、畑中氏の研究にも登場する雪踏商人として有名だった五兵衛が村高を集積していた背景に、南王子村の村落秩序が高所持にあったことを指摘した点は非常に興味深かった（第四章二四九頁）。^④本書での検討により、五兵衛の雪踏商人としての側面だけでなく、村人としての姿も明らかに、より五兵衛の実態に近づくことができたといえよう。

そして、第三の意義として、本書が被差別民の研究史に対して新たな知見をもたらしたことは、言うまでもない。たとえば、第三章で検討した南王子村の「家」のあり方について、ここまでかわた身分の「家」のあり方を詳細に分析した研究は管見の限り見当たらない。また、第六章では南王子村における斃牛馬処理のあり方について検討を行っているが、この作業により、従来考えられているよりも斃牛馬処理を取り巻く環境が複雑なものであったことが明らかにされた。南王子村では、草場株の所有者集団である番郷、番郷と重複しながらも、

死牛馬の入札・値付などを行い、皮革の加工・流通に専門化しつつある獸類買仲間、老牛馬屠殺の起点となり得るかわた博労の存在など、斃牛馬処理をめぐり多様な人々が重層的に介在していた様子を窺うことができた。

三 本書の疑問点および要望

本章では、本書に対する疑問点および要望について述べていきたい。

まず第一に、史料が少ない時代ではあるが、のちに南王子村に居住するかわたの、中世から南王子村へ移動する以前の状況について、より踏み込んで、具体的に論じてほしい。

たとえば、著者は第四章のおわりにで、天明四年の「申渡事」により南王子村の村落秩序が村高所持に依拠するようになったと述べ、それは「本源的に草場所持に基礎を置くかわた集団の変質」だと指摘した。したがって、著者は、かわた集団がもともと草場所持に基礎を置いていたと想定している。その一方で、第二章八五頁では、慶長九年（一六〇四）段階でのかわたの所持高が一六〇石から一八〇石あったという事実も指摘している。中世段階から南王子村が成立するまで、かわた集団は地域でいかなる存在であったと考えられるだろうか、実態をより詳細に知りたいと感じた。

また、朝尾氏は、渡辺村のかわたは実際に断罪役を勤め、屋敷地は除地になっていたが、更池村のかわたは百姓役からは免除されていたものの、屋敷は除地ではなかったことを指摘している。行刑役や皮役

などの役負担を務めていなかった王子村のかわたの居住地が、なぜ除地となったのか。本書の問題関心とは異なるが、その点を検討することで、幕府が畿内かわた村をどのように支配しようとしていたのかがより明確になると考えた。

第二に、本書に登場する百姓の「家」や「百姓村」を、著者がどのようなイメージを持って論じているのかが断片的に述べられるにとどまるため、かわた身分の「家」と百姓身分の「家」、かわた村と「百姓村」との比較ができず、著者が考えるかわたの「家」やかわた村の特質を理解することが難しかった。

たとえば、「家」について、第三章一三八頁では、「一般に「家の成立」は、家名・家職（家業）・家産の三つがセットで跡を継ぐ息子に相続される体制が整う一七世紀後半頃のこととされている」と言及している。たしかに、この定義は有力な説の一つではあるが、百姓身分の「家」の成立については現在も議論の最中にある⁵⁾。

著者の重要な成果の一つは、かわた身分の「家」を一軒一軒丁寧に分析し、かわた身分の「家」の実態をつぶさに解明したことにある。だからこそ、百姓身分の「家」や村に関する研究史を丁寧に整理し、その上で著者が考える百姓身分の「家」や「百姓村」のイメージを明確に提示し、そのイメージが、かわた身分が形成する「家」やかわた村とどのような共通点や差異があるのかを比較し、その成果を今度は家研究や村落史研究などに対して還元することが求められるだろう。

そして第三に、畑中敏之氏による南王子村研究との適切な接合につ

いて課題が残されていると考える。本書の特筆すべき成果として、当時の南王子村の実態がより正確に捉えられるようになったことを前章で挙げた。だが、感覚的な意見になるが、本書では南王子村の百姓村に近い村としての性格が、少し強調して描かれている部分もあるように感じた。

たとえば、第三章一八四頁において、無高の者が出作地を購入する際に代金が目当てで理由について、著者は高持層の下で小作していたことを想定しているが、ここでは皮革業など、かわた身分特有の方法で資金調達していた可能性もあるのではないかと疑問に感じた。有力な雪踏商人であった五兵衛が高の集積を行うなど多様な側面があるように、近世のかわた身分は複合的な生業を持っていた。その多面的な部分を統合的に明らかにすることで、近世のかわた身分やかわた村の実態がより確かに捉えられると考える。

今後、著者が十九世紀の南王子村の村落構造を解明し、畑中氏による南王子村の研究を批判的に検証し、適切に接合することで、南王子村に居住していた一人一人の姿や村の全体像が鮮明になることが期待される。

おわりに

以上、雑駁ではあるが評者の関心に基づき私見を述べてきた。誤読や的外れな指摘もあると思うが、著者にはご海容いただきたい。本書が取り上げた内容は多岐にわたり、研究史上、大変意義があるもので

ある。評者自身も本書に大いに学んでいきたい。

【註】

- (1) 朝尾直弘「幕藩制と畿内の「かわた」農民―河内国更池村を中心に」『新しい歴史学のために』一六〇号、一九八〇年、のちに『朝尾直弘著作集第七巻 身分制社会論』岩波書店、二〇〇四年所収。
- (2) 畑中敏之『近世村落社会の身分構造』（部落問題研究所出版部、一九九〇年）
- (3) 畑中敏之「かわた」と平民―近世身分社会論―（かがわ出版、一九九七年）。
- (4) 畑中敏之「第三章 身分を越えるとき―雪踏をめぐる人びと―」（「かわた」と平民―近世身分社会論―（前掲註3））に五兵衛家を取り上げられ、雪踏職人としての側面について分析が行われている。
- (5) 戸石七生「関東における家の成立過程と村―地縁的・職業的身分共同体と家」（比較家族史学会監修『家族研究の最前線①家と共同性』日本経済評論社、二〇一六年）八五頁註（1）では、百姓身分の家の成立過程について、経営の安定を重視した研究、家族形態に重点を置く研究、家の系譜の連続性を重視した研究など、少なくとも三つの研究潮流があることが述べられている。

【附記】本稿は、二〇一八年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費・課題番号18J40031）による研究成果の一部である。

（日本学術振興会特別研究員）